

本学は東京法学院時代、国内法に重点を置いた専門知識習得を中心に、予備教育と資格試験の受験準備の体系を整え、これに対応しながら教科書や出版の傾向も変えていっていた。この傾向は、本学以外の学校でも多少の差はあれ、同様であり共通するものがあつた。

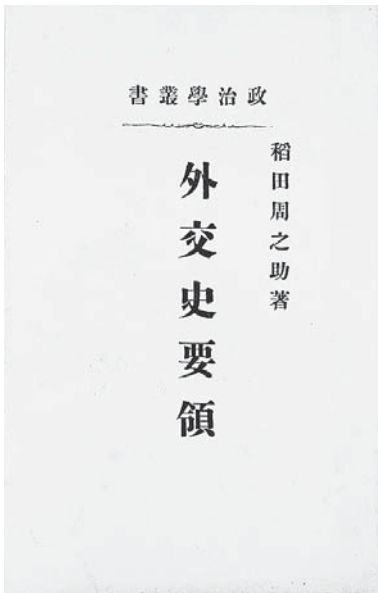
しかし、一九〇五（明治三十八）年中央大学と改称して以降、徐々に他校でもそうした体勢が整ってくと、予備教育と資格試験受験については、基本的に変わらなないようにみえるものの、創立二十五周年前後には学制を大幅に刷新し、その内容の充実を期す動きが顕著となる。この中で他校と差別化を図るためであろう、再び英法の特長である実地応用が強調されるようになった。

この基本方針は、一二年度版『中央大学学制一覽』で具体化され、明確化されるが、これは江木衷が構想し、土方寧が欧米を視察するなどして実際の体制刷新を主導した中で作られたものであつた。

さらに逐一わが国法と対照して論評することとして、各学年ごとに教科書を挙げている。

これらの教科書は、従来のアンソンやポロックの著書に加え、テリーなど東京法学院時代には使用されなくなっていた教科書が復活し、財産法、衡平法、会社法、売買法、海上保険など、ピットマン、チャルマー、ダックワースといった人々の著書であつた。

新しく加えられたテキストは、英法の基礎的分野のものであると同時に、当時の最新のものであり、もちろん土方の欧米視察の知見にもとづいた選択であつたらう。



稲田周之助『外交史要領』

この『学制一覽』に付された「中央大学新学年の施設」は、一二年度の学制刷新の主旨を明らかにしている。「徒に理論の末節に拘々として実用の大本を閑却するは現今我法学界に於ける通弊」であるとし、「実地応用の妙を極むるは英国法にして此長所を学得せしめんことを期するは実に吾建学の主旨たり」と英吉利法律学校以来の伝統を強調し、さらに本学以外の各学校も「英法を教へざるものなし、然れども我国法と併課するか故に勢い少数の時間を以て最も学習困難なる同法を授けざるを得」ない状況と、「同国法の根本觀念を欠くか故にその美点の何れにあるやを解する能はず、教ふる者、學者と共に啞然たるのみ」と英法教育の現状を指摘する。

その上で、本学においてはこうした状況に鑑みて、新学年より土方、松波仁一郎、山田三良、池田寅二郎、二上兵治の諸講師に嘱託し、原書を教科書として英国法の大体を教授し、その足りない点については講義で補い、

さらに、こうした教科書のほかに、現在の通信教育生にあたる「在外員」を主対象とした講義録が発行され続けていた。これは各講師の講義を逐次筆記し刊行する形式の教科書であり、本学の一大特長でもあつたが、のちには単行書として実際の講義をまとめたものや、写真に掲げた稲田周之助の『外交史要領』（有斐閣、一九年）のように、「過去ノ講義ノ要領ニアラスシテ、将来ノ講義ノ要領ナリ」というように、講義案をまとめたものも多く見られるようになった。当然これらは専門書店から刊行されるようになり、教科書・参考書は多様化し、他方では中央大学教科書や参考書をすべて取り揃え、中央大学専属を称する精興社書店のような書店も見られるようになった。

政治學叢書

稲田周之助著

外交史要領